

# 山梨県公報

第千九百九十三号

平成二十一年

十一月二日

月 曜 日

## 目 次

山梨県立自然公園条例の規定により、県立自然公園を指定の一部改正……………五八七

市町村営土地改良事業計画の適当決定……………五八七

道路の区域変更（二件）……………五八七

道路の供用開始（二件）……………五八八

## 告 示

### 山梨県告示第三百十九号

山梨県立自然公園条例の規定により、県立自然公園を指定（昭和四十一年山梨県告示第七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月八日から施行する。

平成二十一年十一月二日

山梨県知事 横 内 正 明

「北巨摩郡白州町、武川村、中巨摩郡芦安村、白根町、櫛形町、南巨摩郡増穂町、早川町、鵜沢町、中富町」を「南アルプス市、北杜市並びに南巨摩郡早川町、身延町及び富士川町」に改める。

### 山梨県告示第三百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、山梨市長から協議のあつた土地改良事業（倉科地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業）の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十一年十一月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
- 土地改良事業計画書の写し、条例の写し

- 二 縦覧期間  
平成二十一年十一月四日から同年十二月二日まで
- 三 縦覧場所  
山梨市役所
- 四 異議申出期間  
平成二十一年十二月三日から同年十二月十七日まで

### 山梨県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十一年十一月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 今諏訪北村線
- 三 道路の区域

区 間	旧 敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
	新	旧	
南アルプス市上今諏訪字堀上二三三〇番の 一五地先から 南アルプス市在家塚字仲畑二二九番の二 地先まで	二五・〇 一一八・〇	六・〇 二六・二	三七二・〇 三二八四・〇

### 山梨県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年十一月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二日  
 山梨県知事 横内正明  
 一 道路の種類 県道  
 二 路線名 南アルプス公園線  
 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大字下山字五豆澤一五番地 地先から 南巨摩郡身延町大字下山早川右岸堤防敷地 地先まで	三 七 ・ 〇	三 七 ・ 〇	六 五 ・ 〇	七 六 ・ 〇
	三 八 ・ 〇	八 四 ・ 〇		七 六 ・ 〇

山梨県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年十一月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	箕輪須玉線	北杜市須玉町大字六平字川又三〇六〇番の三地先から 北杜市須玉町大字六平字上河原二五六九番の一先まで	二 六 〇 ・ 〇	平 成 二 十 一 年 十 一 月 二 日

山梨県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所

所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年十一月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	葎崎増富線	北杜市明野町大字浅尾新田字踊石官有無番地地先から 北杜市明野町大字浅尾新田字踊石一七七九番の一先まで	一 〇 九 ・ 〇	平 成 二 十 一 年 十 一 月 二 日